

平成 28 年 3 月 28 日

お 客 様 各 位

上光証券株式会社
代表取締役社長 松 浦 良 一

業務改善命令に対する報告書の提出について

上光証券株式会社（以下、当社）は、平成 28 年 2 月 26 日付業務改善命令（北海財金 3 第 91 号）に基づき、本日、北海道財務局に業務改善命令に対する報告書を提出いたしました。今般の「メディカル・リレーションズ発行私募社債」の販売に関する管理態勢の不備及び不適切な勧誘行為に関し、業務改善命令を受け、お取引をいただいているお客さまをはじめ関係者の方々に多大なご心配、ご迷惑をおかけいたしておりますことを心よりお詫び申し上げます。

当社は、今般の事態を真摯に受け止め、金融商品取引業務を適切に行うための経営管理態勢、業務運営態勢及び内部管理態勢の整備など、本件に係る再発防止策を策定いたしました。

今後、再発防止策の着実な履行を通じて管理態勢の強化を図り、お客さまをはじめ関係者の方々からの信頼回復に全社をあげて真摯に取り組んでいく所存でございます。

なお、再発防止策の要旨、関係者の処分等は下記のとおりです。

記

1. 経営管理態勢の整備

- (1) 重要事案に関する社内態勢の充実
- (2) 継続的なモニタリングの実施

2. 業務運営態勢および内部管理態勢の整備

(1) 商品審査態勢の整備

組織の見直し、マニュアルの制定、商品審査とモニタリングの外部委託

(2) 内部管理態勢の整備

顧問弁護士の増員、コンプライアンス部門の人員増強

3. 社内処分について

今回の行政処分を厳粛かつ真摯に受け止め、責任の所在を明確にするため、厳正な処分を実施致します。当社の代表取締役社長松浦良一は過去の当社処分例としては最も重い月額報酬の 30%を 3 ヶ月間減給、その他の役員 3 名もその責任に応じて月額報酬を 20%～10%、3 ヶ月～1 ヶ月の範囲で減給とし、担当社員 2 名の処分も実施致します。

以 上